

資料3-4 生活環境の保全に関する環境基準  
(海域その2)

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性  | 基準値         |              |
|----------|---|-------------|--------------|
|          |   | 全窒素         | 全燐           |
| I        | 自然環境保全<br>及びII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く。)      | 0.2 mg/l 以下 | 0.02 mg/l 以下 |
| II       | 水産1種<br>水浴<br>及びIII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く。) | 0.3 mg/l 以下 | 0.03 mg/l 以下 |
| III      | 水産2種<br>及びIVの欄に掲げるもの<br>(水産3種を除く。)              | 0.6 mg/l 以下 | 0.05 mg/l 以下 |
| IV       | 水産3種<br>工業用水<br>生物生息環境保全                        | 1 mg/l 以下   | 0.09 mg/l 以下 |

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  - 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安心して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
  - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

